

議案第 5 2 号

松戸市ほか 5 市消防指令事務協議会の廃止に関する協議について

松戸市ほか 5 市消防指令事務協議会規約を別紙のとおり廃止し、同協議会を廃止することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定によりその例によることとされる同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 1 項の規定により関係普通地方公共団体と協議するに当たり、同条第 3 項の規定により市議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約を廃止する規約を次のとおり制定する。

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約を廃止する規約

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約（平成23年4月1日締結）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和4年1月31日から施行する。

理 由

令和3年2月に松戸市ほか9市消防指令事務協議会に消防指令事務が移管され、松戸市ほか5市消防指令事務協議会の関係普通地方公共団体の負担金の精算が完了したことに伴い、同協議会を廃止することについて、関係普通地方公共団体と協議するため、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。